

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成29年2月28日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町役場 桑野分室

開 議 午前11時45分

### 出席議員（12名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君

### 欠席議員（1名）

13番 渡辺三男君

### 欠員議員（1名）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	佐藤臣克君
参事官兼長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君

参 安 全 対 策 課 長	渡 辺 弘 道 君
参 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	小 林 元 一 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
統括出張所長	三 瓶 直 人 君
参 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
生涯学習係長	三 瓶 秀 文 君
商 工 係 長	安 藤 崇 君
総 務 課 長 補 佐	遠 藤 生 君
復 興 長 補 佐 課 長	坂 本 広 君
除 染 対 策 係 長	

#### 職務のための出席者

議 事 会 務 局 長	志 賀 智 秀
議 事 会 務 係 長	大 和 田 豊 一
議 事 会 務 係 主 任	藤 田 志 穂

#### 説明のため出席した者

##### 【案件5. 中間貯蔵施設への輸送の状況と平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針について】

環 境 省 福 島 環 境 再 生 本 部 本 部 長	坂 川 勉 君
環 境 省 福 島 環 境 再 生 事 務 所 輸 送 課 長	坂 路 誠 君
環 境 省 中 間 貯 蔵 施 設 チ 一 ム 次 長	松 浦 利 之 君
環 境 省 中 間 貯 蔵 施 設 チ 一 ム 参 事 官 補 佐	石 川 洋 一 君
環 境 省 中 間 貯 蔵 施 設 チ 一 ム 参 事 官 補 佐	矢 野 康 明 君

環境省福島環境 再生事務所 輸送課監督官	矢吹清美君
環境省福島環境 再生事務所 輸送課係員	井関勇一郎君
環境省浜通り 事務所課長補佐	松崎正利君
福島県生活環境部 中間貯蔵施設等 対策室主幹	伊藤賢一君

#### 付議事件

1. 富岡町教育委員会制度の改正について
2. 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定について
3. 富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定について
4. 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
5. 中間貯蔵施設への輸送の状況と平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針について（環境省）
6. その他

## 開 会 (午前11時45分)

○議長（塚野芳美君） それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長ほか議会事務局職員であります。

全員協議会の付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、3月定例議会への提出を予定しております議案といたしまして、教育長の任命案件に係る教育委員会制度の改正についてのご説明及び条例の新規制定案件2件並びに条例の一部改正案件1件の説明に加えて、その他の説明として1件であります。

まず、教育長の任命に係る教育委員会制度の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から既に施行されておりましたが、現教育長の任期満了に伴い、当町においても平成29年4月から適用されることとなりましたので、改めてご説明申し上げるものであります。

条例の新規制定案件2件につきましては、町税の減免制度を継続するための富岡町東日本大震災による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定を行いたく、ご説明申し上げるものと、東日本大震災と原子力災害の影響、教訓を広く発信、伝承することにより風化防止などを図ることを目的に富岡町震災遺産保全等に関する条例を制定したく、ご説明するものです。

次に、条例の一部改正案件につきましては、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例について、指定駐車場の使用料を設定するため条例の一部を改正を行いたく、ご説明申し上げるものであります。

その他といたしましては、中間貯蔵施設への輸送の状況と平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針について、環境省から説明を受けるものです。いずれの案件も本町の帰町開始に向けた非常に重要な案件でありますので、議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件1、富岡町教育委員会制度の改正についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、付議事件1、教育委員会制度の改正についてご説明をいたします。

教育委員会制度の改正につきましては、地方教育行政法の一部改正法が平成26年6月に公布され、平成27年4月1日に施行されております。改正の内容につきましては、法改正に伴う町条例等の改正に当たり、平成27年3月定例会前の全員協議会で1度説明は申し上げてございますが、現教育長の任

期満了に伴い、本町においても4月1日より適用することとなりますので、改めてご説明をさせていただきます。

それでは、全員協議会資料1、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要をごらんください。まず、改正の趣旨でございますが、教育の政治的中立性、組織性、安定性を確保しつつ、1つには地方教育行政における責任の明確化、さらには迅速な危機管理体制の構築、加えて首長との連携の強化を図り、あわせて地方に対する国の関与の見直しを図るための地方教育行政制度の改革となつてございます。

また、概要といたしましては、大きく4項目に分かれておりまして、1つが教育行政の明確化、次に総合教育会議の設置、大綱の策定、3としまして国の地方公共団体への関与の見直し、そしてその他となつてございます。

2の総合教育会議の設置、大綱の策定につきましては、平成27年4月に総合教育会議の設置要綱を制定いたしておりまして、会議を開催しております。また、平成27年10月には富岡町教育大綱を策定し、あわせて町内での学校再開などについて議論をしているところでございます。

また、1の教育行政の責任の明確化では、1つの丸で教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置く。2つ目で教育長は首長が議会の同意を得て、直接任命、罷免を行う。3つ目の丸でございますが、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。4つ目で教育長の任期は3年とする。最後5つ目でございますが、教育委員から教育長に対して会議の招集を求めることができます。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。の5項目がございます。これにつきましては、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を確保するため、4のその他の2つの丸にあります現在の教育長は委員としての任期を満了するまで従前の例により在職するという経過措置の規定を適用しております。旧制度での教育長、教育委員長、教育委員会の関係は変わらず現在に至っておりますが、現教育長の任期が本年3月31日をもって満了することから、4月1日より1、教育行政の責任の明確化の各項目を適用することとなります。そのため教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を議会の同意を得て町長が任命するため、本3月定例会に同意案件を提出いたしますものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。以上をもちまして質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、富岡町教育委員会制度の改正についてを終わります。

ここで説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午前11時53分)

再開 (午前11時54分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例（案）についてご説明いたします。

それでは、全協資料2をごらんください。この条例は、平成29年度においても引き続き町税等を減免する条例を制定するものでございます。条例の内容については、第1条から第5条までの町民税、固定資産税、軽自動車税に関しましては本質的には平成28年度減免条例と同様なものとなっております。ただし、第6条、国民健康保険税の減免、第7条、介護保険料の減免に関し、平成29年2月17日付にて厚生労働省より減免措置等についての決定通知が来ており、その通知にのっとり条例の規定を制定しております。

まず、第6条、国民健康保険税の減免規定について説明しますので、2ページをお開きください。第6条第1項では、国民健康保険税の納税義務者が所属する世帯が平成23年3月11日に次の各号に掲げる事由に該当する場合は全額減免とするものです。第1号では、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰宅困難区域の対象となっていた世帯、ただし平成26年4月1日から平成28年3月31までに指定が解除された区域の世帯であって、平成28年度分の基準所得額を合算した額が600万円を超えた世帯を除くとしたものでございます。この後以降、基準所得額を合算した額が600万円を超した世帯を上位所得層とさせていただきます。第2号では、緊急時避難準備区域の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点で避難を行った世帯、ただし上位所得層を除くとしたものでございます。

次に、第2項において平成28年4月1日から平成29年3月31までに解除された区域の世帯のうち、上位所得層については平成29年度分の保険税のうち、平成29年4月1日から9月分までの保険税を減免とするとしたものでございます。つまりは、28年中の基準所得額を合算した額が600万円を超した世帯については、平成29年10月から平成30年3月分については課税になるということになります。

第3項において、前2項の規定による保険税の減免は、平成29年4月1日から平成30年3月31までの平成29年度分の保険税に適用するとしたものでございます。

第4項においては、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかつたため、平成29年3月分以前の保険税の納付期限が平成29年4月1日以降に設定されている場合は、平成23年3月分以降の保険税については減免の対象としたものでございます。

第5項において、所得の更生等により保険税の変更があった場合は、平成29年度分の保険税については減額の対象としたものでございます。

次に、3ページ、第7条、介護保険料の減額規定についてご説明いたします。第7条については、

第6条、国民健康保険税の条文を適用しておりますが、保険税とあるのを保険料とし、世帯とあるのを被保険者とし、基準所得額を合算した額が600万円とあるのを個人の合計所得額が633万円と読みかかるものでございます。

第8条においては、委任規定を定め、附則として第1項において平成29年4月1日を施行日とし、第2項において施行日までに避難指示が解除された場合とし、平成29年4月1日に解除した場合には、第6条第2項及び第7条第2項の規定を適用するものとしたものでございます。

減免条例の説明は以上のとおりです。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを終わります。

12時45分まで休憩いたします。

休 議 (正 午)

---

再 開 (午後 零時45分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定についての説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 午前に引き続きまして、大変ご苦労さまでございます。

それでは、全員協議会資料ナンバー3に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。今回の条例につきましては、富岡町震災遺産保全等に関する条例ということで、新規条例の制定になってございます。この条例につきましては、町や町民が経験した東日本大震災と原子力災害の影響や教訓を広く発信、伝承することによって風化の防止と地域の再生復興を行っていくというものでございます。

詳細につきましては、担当の生涯学習係、三瓶係長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 説明は着座のままで結構です。

生涯学習係長。

○生涯学習係長（三瓶秀文君） それでは、富岡町震災遺産保全等に関する条例についてご説明をさせていただきます。

資料3-1をごらんください。この条例は、東日本大震災と原子力災害により、富岡町及び富岡町

民が経験した教訓やそれら被災により生まれた資料を震災遺産として位置づけ、保全、管理、活用を行い、住民の方々と地域としての富岡町に及ぼしたさまざまな影響や教訓を学び、世界と未来に発信することで効果的な風化の防止と震災と原子力災害を乗り越えての町の再生、復興に資することを目的とするものであります。

条例は7条立てとなっておりまして、第1条に目的としまして地域及び住民に及ぼしたさまざまな影響や教訓を発信することで風化の防止と町の再生、復興に資することを目的とすると明記してございます。

第2条には、震災遺産の範囲を明記してございます。

第3条には、基本方針として昨年3月に行った震災遺産保全宣言の精神に基づき、震災遺産の保全活動を推進するという基本方針を明記しております。なお、この条例については別記として富岡町震災遺産保全宣言の内容が明記されています。記載については、2枚目のとおりであります。本宣言は昨年3月にいわき明星大学を会場に行われた企画展示、富岡町の成り立ちと富岡、夜の森同時開催、「富岡町震災遺産展～複合災害とこれから～」の開催にあわせて町長より宣言されたものとなっております。

続きまして、第4条には震災遺産の認定として富岡町教育委員会が認定震災遺産として特に重要なものを認定し、認定を受けたものは町公認の震災遺産として交渉できるということを明記しております。

第5条については、4条で認定した認定震災遺産が資料としての価値を失った場合、認定の解除を明記してございます。

第6条については、震災遺産の公開、活用を積極的に町が行い、地域が災害から復興へ向かう姿を積極的に発信する姿勢を明記しております。

第7条については、委任として本条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることとしております。なお、附則として条例は平成29年4月1日より施行することとしたいものであります。

また、別紙資料3-2については、ただいまの概念を示したものとなります。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定についてを終わります。

ここで説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 零時49分)

---

再 開 (午後 零時50分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明申し上げます。

全員協議会資料4－1をごらんいただきたいと思います。今回の本条例については、一部改正ではございますが、複合商業施設に係る駐車場使用料の新たな設定ということでございますので、議員の皆様にご説明いたすものでございます。

内容につきましては、安藤係長より説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） それでは、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましてご説明いたします。

まず初めに、提案理由でございますが、本複合商業施設内に今後商業テナント及び貸し事務所の従業員等が利用する駐車場としまして、指定駐車場を設ける予定でございます。そちらに係る使用料を定めるため、今般条例の一部を改正する次第となりました。

資料の4－1をごらんください。こちらには、本条例第12条に定めます使用料の別表におきまして、4、指定駐車場の使用料としまして1区画当たり月額3,000円を規定するものでございます。こちらの改正案につきましては、平成29年4月1日から施行するものです。

お手元資料4－2につきましては、現行と改正案の新旧対照表となっております。

資料の4－3につきましては、指定駐車場を示したものでございまして、赤く塗り潰された箇所が指定駐車場として整備するところとなります。建物の裏側、東側に指定駐車場としましてこちらの区域を設ける予定となります。

説明は以上です。

なお、こちらの指定駐車場の区画につきましては、全区画59区画を予定しております、うち3区画を共用部として予定しております。入居者の皆様には、残り56区画をご利用いただきたく、考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 料金を取る以上は、どこまで収納する側で管理していくのか。例えば雪降ったとき除雪とか、そういう災害関係とか、料金を収納する側で使えるように町道の幹線からこの59区画なら59区画までの間、どのように考えてやっていくのか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） 駐車場の維持管理につきましては、今後整備をいたします。アスファルト等の整備をし、白線等におきまして区画を明確化した上でまず整備をいたします。その上で日々の維持管理につきましては、今後予定しております指定管理者におきまして、除草等の今後のメンテナンスをして利用者の利便性の支障のないような措置をとってまいりたく、考えておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） この状態で複合施設で働いてもらったり、企業も入ってもらっているのだから、減免措置云々というのは出ていないのだけれども、減免措置は考えているのか。考えているのであれば平成何年ぐらいまで、軌道に乗るまでとか、正直言うとお金取らないで、ちゃんと管理してもらったほうが一番いいのではないかと思う。そこら辺どうなっているのか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） 使用料の考え方、取り扱いにつきましては、やはりこちらの使用料は徴収するというところで考えております。その理由としましては、4月から指定管理者を導入しまして本格的にこちらの商業施設も運営となります。そこにおきまして、こちらの施設料も貴重な施設を維持管理する上での財源となるものですから、そちらは利用者の方にご負担を求めて、施設維持の管理に役立てまいりたいということから、こちらを設けさせていただいております。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員のご質問ですが、ご存じのように商業施設についてはさきの本条例の制定の際、当面3年間は減免するということで、商業施設については全部減免されております。

あと、貸し事務所の件なのですが、一応条例上、上限額として1,000円ということを決めておりますが、今後いろんな補助金の関係で町が直接補助しないと、見える形での補助、そもそもこの1,000円も相場観とすればかなり安く設定させていただいている中で、加えて直接の現金面でも補助しないと対象とはならない補助金もありますので、貸し事務所についてもその辺若干の減免ということも今検討しておりますので、いずれにしても商業施設については全額、貸し事務所についても若干の減免を考えているということでございます。その上でかかる分については、やはり公設民営ですので、今後の長期的な運営の中では今後町の持ち出しという点からも、負担していただく分についてはやはり若干でも負担していただくという形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 説明はよくわかりますけれども、また一步踏み込んで考えたときに、1区画3,000円をテナントで全額持つのに3,000円なのか、使用する従業員がそれなりの応分の金額を引かれ

るのか、いろいろあると思うのですけれども、それがために足かせにならないように、よく考えてやってください。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） あくまでもという形で、このくらいですと約3区画ぐらいずつなので、あと共用部分については当然誰でも自由に使えるということでございます。

後段につきましては議員おっしゃるように、今後事業者の立場に立って協議しながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

私も施設の家賃というか、使用料については減免ということだったので、駐車場も減免でもいいかなという思いもあります。ご説明聞いたので、そのあたりはちょっとご判断していただくしかないのかなと思うのですが、これは事務所とかもそうなのですが、もちろん今入っているテナントの使用料というのは無料だと、減免しますというようなことになっていて、事務所を借りられる方も減免という思いを持って応募された方もいると思うのですが、そのあたりのご説明であるとか、話し合いというのはきちんとされているのかどうか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） ご質問にありました貸し事務所事業者に対する町からの説明会につきましては、定期的なところで説明会を開催しております、これまでに2回開催しております。その中で使用料に関する考え方でございますとか、事業者様にご負担いただく光熱費の考え方でございますとか、あと今般の駐車場に関するものの町の方向性という意味合いで話を伝えた上で、各事業者様からご理解をこれまでにいただいているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

わかりました。納得いただいたということであれば、多少減免も考えているということがあるので余り負担にならないようなところで設定いただけるようにお願いしておきます。

あと、もう一点だけ、これ56区画という話だったのですが、今働いている方も結構人数いると思うのですが、これからグランドオープンというか、本格オープンに当たって、この56区画で十分間に合うというような判断をされているかどうか確認したいのですが。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） こちらの区画数に関しましては、やはり施設に関する容量の限界というものもありまして、56が限度というところとなりまして、それ以外で対応できないところは大変申しわ

けございませんが、事業者様でお考えいただくというところではございますが、町といたしましてはそこにおいても、マッチング会というものを設けさせていただきまして、入居するテナント様と不動産会社さんとの相談会というものを設けさせていただいた上で、近隣の駐車場の確保につながるご相談会も設けさせていただいたところでございます。

○議長（塚野芳美君） 56区画で間に合うか、間に合わないかと、今までの関係者との話の中で、間に合うのか、間に合わないのか。

係長。

○商工係長（安藤 崇君） 私どもで把握させていただいている中では、入居される事業者の方で1社の方にはなかなかまだお答え難しいところではございましたが、そこは今後のお話し合いの中で各社の先ほどの不動産会社さんとのマッチング会等を通しながら、その1社につきましてはご相談を続けていただくというところでございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 料金を徴収するということでありますので、不公平にならないように、例えばお客様用の駐車場にとめられている従業員がいるなんていう話になると、きっともめると思いますので、その辺の管理もきちんとしていただきたいと思うのですが、そのあたりもお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） 今後の駐車場の維持管理において、使用方法については徹底して私どもも指導してまいりたく考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを終わります。

ここで説明者入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時03分)

---

再 開 (午後 1時07分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、中間貯蔵施設への輸送の状況と平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針についてに入ります。

説明のための出席者は、あらかじめお手元にお配りした名簿のとおりであります。説明に入る前に坂川さんよりご挨拶をいただき、その後簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、坂川さんお願ひします。

坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 富岡町の皆様方には環境省が進めております除染廃棄物の処理、それから中間貯蔵施設事業に関しましてご理解、ご協力をいただき大変ありがとうございます。また、本日は中間貯蔵施設についてご説明の機会を与えていただきました。大変ありがとうございます。

きょうは、中間貯蔵施設への輸送の状況と、それから平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針について、この後ご説明いたします。中間貯蔵施設に関しましては、用地の確保、施設の整備、それから安全な輸送というものを引き続き進めてまいりたいと考えております。それでは、よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所輸送課長（坂路 誠君） 福島環境再生事務所の輸送課長の坂路でございます。本年もよろしくお願ひいたします。

○環境省中間貯蔵施設チーム次長（松浦利之君） 環境本省で中間貯蔵施設チーム次長をしております、輸送担当をしております松浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） 同じく環境本省で参事官補佐をしております、輸送を担当しています石川でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（矢野康明君） 同じく環境本省で輸送を担当をしております矢野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島県生活環境部中間貯蔵施設等対策室主幹（伊藤賢一君） 県の中間貯蔵施設等対策室で輸送調整担当主幹をしております伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所輸送課監督官（矢吹清美君） 環境省輸送課の矢吹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所輸送課係員（井関勇一郎君） 福島環境再生事務所輸送を担当しております井関と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○環境省浜通り事務所課長補佐（松崎正利君） 浜通り事務所の松崎です。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件の説明をお願ひいたします。

松浦さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム次長（松浦利之君） 環境省、改めまして松浦と申します。資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

資料配付させていただいております1ページ目でございます。まず、中間貯蔵施設への輸送の現在の状況につきまして、ご説明させていただければと思います。28年度につきましては、15万立米程度の輸送ということで、今輸送を継続させていただいているところでございます。あわせてまして、昨年

夏ごろに学校等からの輸送ということが出てきましたので、大熊町、双葉町の町有地を活用した形での輸送もあわせて実施しているところでございます。輸送に当たっては、さまざまな検証を行いながら、安全な確実な輸送に努めているところでございまして、今年度の輸送につきましても車両の運行管理でありますとか、環境モニタリング、こういったものを実施しながら、安全に努めているところでございます。今年度2月20日現在の輸送の状況でございます。計で約15万立米強の輸送を今実施しているところでございます。写真で保管場の作業の定置の作業状況とか、あとスクリーニングの作業の状況なども示させていただいておりますが、環境モニタリングの結果でも基準を上回るような数値は出でていないという状況でございます。

続きまして、2ページからでございますが、29年度の中間貯蔵施設事業の方針について整理させていただいているところでございます。まず輸送につきましては、平成29年度につきましては50万立米程度の輸送を実施していきたいと思っているところでございます。輸送に当たりましては、学校等に保管されている除染土壌を優先的に輸送をしながら、またその学校から既に仮置き場に搬出済みの市町村にも配慮しながら輸送をしていくと。また、そのほか各市町村からの搬出路を決定するに当たりましては、昨年12月に関係市町村も参加いただきながら、輸送連絡調整会議という場でその内訳を決めさせていただいているところでございます。また、来年度からは焼却場への輸送も始めたいと思っているところでございます。関係機関から成る輸送連絡調整会議では、①、②、③に書いているような要素を加味しながら、個々に取りまとめたところでございます。

また、2つ目の丸でございますが、輸送に当たりましてはこれから輸送量もふえてまいりますが、必要な道路対策なども行いながらやってきてているという状況でございます。具体的には、大型車が通りますので、舗装圧の改良などを実施してきているところでございます。

続きまして、3ページになります。中間貯蔵の重要なものとして用地の取得というのがございます。当面5年間の見通しということで、平29年度末までに270から830ヘクタールの用地取得に努めています。と考えているところでございます。

ここでちょっと当面5年間の見通しということであります。参考資料に基づきましてこれにつきましてちょっとご説明させていただければと思います。参考資料は、7ページ以降にちょっとつけさせていただいておりまして、用地につきましては9ページのところで今後の5年間の当面の見通しということで、整理させていただいているところでございます。今年度28年度につきましては、140から370ヘクタールとありますし、また来年度29年度につきましては270から830ヘクタール程度のような、こういった見通しを立てながら用地の取得に努めていくということでございます。

ちょっと前後しますが、輸送につきましてもこの見通しに基づきまして、10ページに書いてございますような形で輸送をしていくということで、今年度につきましては15万立米程度、また来年度につきましては50万立米程度の輸送ということで、計画的に進めていきたいと、32年のピークでは600万立米程度の輸送が年間進んでいくというような見通しを立てているところでございます。

続きまして、用地の進捗状況につきましても、この参考資料に基づきまして11ページ以降でご紹介したいと思います。11ページで用地の各月ごとの取得の状況を整理させていただいております。今年度夏以降ぐらいから、30ヘクタールから40ヘクタール程度の用地取得ということで、確実な進捗が図られてきているということでございます。

また、12ページで先月1月31日現在の状況をまとめてございます。全体面積1,600ヘクタール、うち民有地につきましては1,270ヘクタールあるうちの契約済み面積としては287ヘクタールの用地につきまして契約済みという状況になっているところでございます。

本資料に戻りまして3ページに行きたいと思います。続きまして、施設の関係でございます。まず、昨年11月に受け入れ分別施設、土壌貯蔵施設の整備の着工をいたしましたが、これにつきましては29年度秋ぐらいをめどに貯蔵の開始を進めていきたいと考えているところでございます。また、先ほど5年間の見通しということを示させていただきましたが、30年度につきましても輸送量が90から180万立米程度ということで見通しを示させていただいているので、それに見合う受け入れ分別施設、土壌貯蔵施設についても着工していきたいと思っているところでございます。また、減容化施設につきましては大熊町につきましては、平成29年の冬の稼働を目指しまして、また双葉町につきましては31年の稼働を目指しまして、来年度着工をするというような運びになっているところでございます。また、焼却灰の輸送も開始されますので、焼却灰の保管場、こういったものも整備しつつ、31年度の貯蔵を目指しながら廃棄物の貯蔵施設の整備にも着手してまいりたいと考えているところでございます。

最後の丸になりますが、除染土壌につきまして継続的に搬入していくということでいきますと、まだ土壌貯蔵施設の整備も十分でない部分もありますので、29年度も引き続き搬入に必要となります保管場の整備もあわせて実施していこうと考えているところでございます。

続きまして、具体的な輸送につきましては石川より説明させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） では、ここからは環境省の本省の石川からご説明させていただきます。

4ページでございます。まず、ここでご説明させていただきたいのは、平成29年度から富岡町内からの輸送と富岡町内を通過するほかの市町村からの輸送についてご説明させていただきます。

1つでございます。輸送の概要ですけれども、本事業は福島県の富岡町の仮置き場や県内の各市町村に保管されている除染土壌等を大熊町や双葉町の中間貯蔵施設に運ぶものでございます。

続きまして、3つと4つでございます。平成29年度から富岡町の搬出ですけれども、深谷国有林仮置き場というところから搬出を行わさせていただきたいと思います。場所については、この後ルート図のところでご説明させていただきます。富岡町内の搬出量なのですけれども、平成29年度は3万立米を予定してございます。今年度の富岡町からの搬出量は8,500立米でございました。次に、各市町村からの富岡町内を通過して大熊町、または双葉町の中間貯蔵施設に運ばれるものは、30万立米

程度と考えているところでございます。

5ほつの輸送ルートにつきましては、この後別のページでご説明させていただきたいと思います。

あと、6ほつでございます。平成29年度の輸送は、平成28年度から切れ目なく行いたいと考えているところでございまして、4月から開始させていただきたいと考えてございます。

7ほつでございます。輸送の時間帯については、8時からを想定しております、平成29年度に富岡町内を通過する輸送車両は、1年間の平均で1日当たり250往復程度と考えているところでございます。ご参考までに今年度の輸送で富岡町内を通過した最大の台数は2月の21日、ちょうど1週間前になるのですけれども、その日に1日当たり213往復、あと1年間を通じてですと1日当たり90往復というデータがまとまっているところでございます。

8ほつでございます。輸送車両の明示についてですけれども、輸送車両は今年度と同様に前面には緑色の表示をさせていただき、側面と背面にも中間貯蔵の輸送車両がわかるような明示を行いたいと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして5ページ、富岡町内の輸送ルートでございます。ルートを今3色でお示しさせていただいてございます。青色のルートがパイロット輸送と今年度の輸送で既に利用させていただいているルートでございます。オレンジ色と緑色が平成29年度より利用したいルートでございます。まず、青色ルートのご説明ですけれども、この図面の左側にあります県道36号につきましては川内村と一部いわき市からの搬出ルートでございます。国道6号線につきましては、楢葉町の仮置き場からの搬出ルートでございます。あと、福島県全域から集まる輸送車両につきましては、常磐道を北上しまして常磐富岡インターをおりまして、県道35号であるとか県道36号、この2つの中のルートを利用したいと考えているところでございます。常磐富岡インターより南側に位置しています県道35号につきましては、現状輸送ルートとしての利用はないのですけれども、常磐道や国道6号が事故等で通行止めになった場合はこちらのルートを活用したいと考えているところでございます。

続きまして、緑色とオレンジ色のルートでございますが、こちらが新しいルートになります。平成29年度は富岡町内のこの赤くマークしてある深谷国有林仮置場というところから搬出したいと考えてございます。まず、この2フルートの使い分けなのですございますが、まず最初は当面は緑色のルートを利用して、国道6号を利用して中間貯蔵施設への搬入を行います。その間オレンジ色のルートなのですけれども、道路の損傷等がかなり見受けられましたので、道路補修等の安全対策をしっかり行なっていかたいと思っております。安全対策が終了いたしましたら、緑色のルートからオレンジ色のルートに切りかえて中間貯蔵施設への輸送を行いたいと考えてございます。平成29年度よりオレンジ色の浜街道の利用をご提案する背景なのですけれども、今後輸送量が増大するにつれまして、国道6号への負荷を減らしたいという思いで、このご提案をさせていただいているところでございます。オレンジ色のルートにつきましては、狭隘な部分もあることより、往路は中間貯蔵へ向かう車両はこの浜街道を利用して、復路は国道6号を利用して反時計回りの輸送を行いたいと考えているとこ

ろでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。最後に新しく提案させていただきます浜街道と小良ヶ浜野上線の安全対策についてご説明させていただきます。5ページの繰り返しになるのですけれども、色が違つて申しわけないのですけれども、最初は青いルートを使って、国道6号を使って輸送を行います。青色のルートで輸送を開始し、その間に赤色のルートの安全対策を行います。赤色のルートの現地を見た感触なのですすけれども、道路のクラックや陥没、損傷が多く見受けられました。また、道路の路肩から草が道路内に伸びていたり、民家から木の枝が道路内に伸びていることを確認しております。また、道路幅が5メートル程度で輸送車両同士のすれ違いができる箇所があることも確認してございます。これらの対策として上の箱の中に4つの丸を書いているのですすけれども、浜街道と小良ヶ浜野上線の道路補修を実施いたします。道路補修時は、一時帰宅者の迂回路を確保したり、もし迂回路が確保できない場合は夜間の補修工事も視野に入れたいと考えているところでございます。あと、路肩の除草や民家から伸びている枝払いを行い、輸送車両の見通しを改善していくたいと思ってございます。民家からの枝払いは、地権者様と現地で立ち会いをいただき、地権者様の意見を聞きながら枝払いを行っていきたいと考えているところでございます。輸送前の除草は、環境省が実施します。輸送中の路肩の除草は、これは道路管理者である福島県にも確認したところ、お盆とかは福島県も対応するということがございましたので、福島県と連携しながら行つていきたいと考えているところでございます。狭い部分は、輸送車両と一時帰宅者の車両や輸送車両同士が重ならないように、誘導員を配置し、誘導員には一時帰宅者に対して丁寧な対応をするように指導していきたいと思っているところでございます。この輸送や道路補修は、一時帰宅者への配慮をしっかりしながら行つていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 12ページなのですすけれども、これを見ると用地取得の状況についてというのがあって、間もなく6年なのだけれども、17.9%しかまだ確保できていないのです。そうすると、確かに9ページに5年間の見通しと、こう立派に出ているのだけれども、どうもこれが達成できないのではないかと。やはり用地の取得に関しては今まで担当者をふやして、倍増してとか、何人体制とか、いっぱい聞いてきました。そういうことをやってもこの程度で、先ほどの説明で何ヘクタール、30ヘクタールです、毎月ふえているとかと言いますけれども、権利関係でもう判こもらえないとかいっぱいあるみたいで、この5年間に環境省が予定しているようなペースで進むのかどうか、ちょっと疑問あるのですが、30年間中間貯蔵するというけれども、30年のうち10年くらいこういうことをやってもう終わってしまうのではないかなと心配ありますけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 用地の確保に関してご心配をおかけしております、その点は申しわけなく思っております。

実は、9ページをちょっとごらんいただきたいのですけれども、これは当面5年間の見通しでございまして、今年度28年度に関しては用地取得のところ、140から370ヘクタールを目標とすると、それを用地として取得すると、こういう予定になっております。28年度ですから、ことしの3月末に140から370ヘクタール、この程度を確保するのだと、こういう見通しです。それに対しまして、先ほどごらんいただいたように12ページでは、1月末の時点で287ヘクタールでございますので、このペースでいきますと140から370のうちの370に近いところぐらいまで行くのではないだろうかと、このように予想しておりますから、そのような意味では当面5年間の見通しの中に入っていると、しかもその見通しの中でも上限、下限の上限に近いほうで現在のところまでは推移してきていると、このように考えておりますので、来年度以降もこの見通しの上限、高い目標に近づいていけるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 確かに140から370ヘクタールの上で推移しているという説明なのですが、もう間もなく6年目に来ようとしている中で17.9%、約2割に満たないということで、私が言いたいのは例えば上限ででは29年は830、30年は940といふかというと、今までいろんなことをやって、なかなか計画どおりにはいかないということをさんざん見せつけられてきたものだから、本当にこの上限、上限でいく、自信があるのであれば、今までなかなか印鑑を押してもらえたけれども、こういう条件で印鑑が押してもらえるようになった新しい材料があるとか、そういう好転するようなものがあるのかどうか。ただ、今までと同じ話法で印鑑がもらえるというのではちょっと厳しいではないかなと思って、私質問させてもらっているのですけれども、何か自信策というのはあるのですか。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 昨年の前半ぐらいまでは、なかなか契約の数が伸びなかつたということでございますけれども、その当時は物件を調査した後の補償額を算定するのに時間がかかっていたということがございました。しかし、その後補償額の算定がどんどん進んでおりまして、その結果として地権者の方にご説明ができると、そういう状況になっておりますので、今どんどんご説明を進めているというところでございます。

12ページの表をごらんいただきますと、全体1,600ヘクタール、そのうち民有地は1,270ヘクタールでございますが、その中で物件調査済みが1,060ヘクタールということで、物件調査がかなりの割合で終わっていると、そしてそれについて補償額の算定も今進みつつございますので、そういう意味では去年に比べますと、かなり好転していると考えております。

また、私ども福島環境再生事務所の体制についても、今年度から110名体制ということで拡充したわけでございますが、来年度もさらにふやしていくということを考えておりまして、引き続き努力し

てまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 大熊町の私の知り合いにも、こういう話を時々するときあるのですけれども、最近交渉にもう疲れてしまったと、幾ら言っても環境省は聞いてくれないし、しようがないからという人もぼつぼつ、納得ではなくてしようがないという人たちも出てきているというのは確かにあります。ですから、体制を110人体制にしたとかということよりも、やはりなぜ大熊の人が判こ押してくれないか、自分の長年住みなれた財産を手放すわけですから、これをもう少し酌み取ってあげて、大熊というのはもともと裕福な町だったから、固定資産評価が低いのです。平たく言うと税金が安い町だったので。そういうところの賠償ですから、提示額も低いということを聞きますので、やはり内容も不満がある人たちの意見を酌み取って、もう少し契約率をアップしていけばいいのかなと思うのですが、その辺の考えも坂川さん、ちょっと聞かせてください。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） ご指摘ありがとうございます。

地権者の方々たくさんいらっしゃるわけでございまして、それぞれ大変重い思いをお持ちであるところでございます。私どもも担当者が訪問して、いろいろお話を伺いする中でいろいろなご事情などを聞きするようなことになっておりますので、そこは私どももよくお話を聞きし、また丁寧にご説明を差し上げて、少しでもご理解がいただけるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まずは、2ページなのですが、全体のところでちょっとお聞きしたいのですが、29年度の最初の大きな丸ですけれども、県内の学校土壤を優先的にということなのですけれども、学校の優先で運んだ土壤がどのくらい終わって、まだあとどのくらい残るのか、搬出量というのある程度傾斜配分ということでやると書いてあるのですけれども、当然優先的と書いてあるということは、県内の学校の土壤はそれなりの期間に終わる予定をしているのかどうかの見通し。

それから、もう一つその下の丸で具体的な道路の交通対策というところで、舗装圧の改良というのは当然でこぼこになるので必要だとは思うのですけれども、狭いところの拡幅とか、そういうところもある程度考えているのかということをお聞かせください。

それから、参考資料5ページ目、町内のルートなのですけれども、浜街道を整備してなるべく浜街道を通して持っていくということでお話があって、これは今この説明を見ると町内の深谷の国有林の仮置き場から持っていくルートだけで、実際に町外から来る、富岡インターをおりて36号を通って国道に出るものは36号から国道6号に出た時点で、そのまま大熊を持っていくのか、それともある程度1回南側に戻って浜街道を使うというルートも考えているのかどうか、ちょっと以上3点お願いします。

○議長（塚野芳美君） 坂路さん。

○環境省福島環境再生事務所輸送課長（坂路 誠君） 29年度の50万立米のうちの学校の輸送についてご説明します。

これについては、昨年の12月の輸送連絡会議で決まっておりますが、このうち学校分がおおむね15万、そのうち5万はもう既に仮置き場に運んでいたものが5万、あと10万は現場保管をしてあって運んでいくというものが10万ということでございます。それについて、輸送連絡会議の中でいわゆる学校のものを既に運んだものは全体で大体10万くらいありますので、2年間かけて運んでいくと。あと、いわゆる学校の現場保管については、今年度29年度の希望をとりましたところ、10万でございまして、それについて対応していくというようなことでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 松浦さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム次長（松浦利之君） 道路対策のところで拡幅対応というところについてお答えしたいと思います。

まず、環境省で実施しているところにつきましては、輸送に係るところで緊急的に必要なもの、一時的に必要なものとなるようなところにつきましては、例えば拡幅に関して申し上げると狭隘部の待避場を整備したりとか、あとは危険なカーブのところではカーブミラーの設置、あとは路面標示などの注意喚起、こういったものをやらさせていただいておるところでございます。また、道路の抜本的な拡幅等につきましては、それぞれ道路管理者がございますので、環境省からも各道路管理者とお話をしながら、必要な対策をとれないかということで、さまざまな協議をさせていただいているところでございます。また、あわせまして中間貯蔵施設内周辺のところでは、必要に応じて工事用道路という形で新たに道路整備なども今地元調整ながら、計画を進めているところでございます。こいつといったような対策をとらさせていただいているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） 3つ目のご質問にございました浜街道の利用方法なのですけれども、先ほどご質問があった常磐富岡インターからおりたもの、県道36号を通ったものは浜街道を利用するのかという問い合わせたと思うのですが、今回浜街道を新たに利用させていただきますのは、富岡町の深谷国有林仮置き場のものだけと考えているところでございます。この県道36号を通ってきたものにつきましては、36号と6号の交差点を左折させていただきまして、中間貯蔵施設予定地に入りたいと思っているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、学校の15万のうち仮置き場5万、学校の現地保管が10万ということなのですけれども、これは全体の何%ぐらいなのかというのがわかつたらちょっと教えていただきたいのですけれども、なるべく早く学校は100%撤去していただきたいと思うのですが、その割合、数量

ではなくて割合でちょっと教えてください。

それから、2つ目の道路管理者との協議というのは了解しました。

それから、5ページ目の36号なのですけれども、6号とか36号の県道のこと考えると、浜街道を通るほうが国道のこと考えると……もうきっちりと道路整備した上で北上すると、南下するというよりも、きっちりとどつかで浜街道に入っていくというルートも必要ではないかと思うのですけれども、その辺に関してはどう思っていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 坂路さん。

○環境省福島環境再生事務所輸送課長（坂路 誠君） 1点目の学校保管分については、大体おおむね10万で半分程度と思っております。ですから、もう一年あれば大体数量が出ていくと思っております。

○議長（塚野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） 浜街道なのですけれども、現地を見させていただいたのですが、必ずしも広い道路ではございません。また、新たな整備となりますと輸送のピークに追いつけるとも思っておりません。また、県道36号線のものを6号を北上させることにつきましては、今回浜街道を富岡町のものだけでも運ばしていただければ、6号の負荷の低減につながると思っておりますので、県道36号につきましてはそのまま左折しまして、6号を上がるルートで問題ないかと思っているところでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。そのほかございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 4ページで来年度の平均250往復程度ということが書かれていると思うのですが、今月の21日にそれに近い213往復というのをされたということで、そのときの交通状況の調査をされたかどうかというのが聞きたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） 先週の2月16日ジャストに調査したかというと、それはできません。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） そのときにやっていただければよかったのかなと思うのですが、やはり今町内もまだまだ車が混み合っている状況の中で、大幅にふえてくるのかなという感じがしております。本当に対応できるのかどうか、渋滞などを引き起こさないかどうかというのがちょっと不安があります。その中で来年度以降どんどん、どんどん輸送量がふえていくという状況の中で、何か改善されていく輸送量がふえていくというような計画であればいいのですが、特に高速道路もまだまだ富岡以北について4車線化ということが決まっていない状況。また、県道の整備などもまだそういったお話を出ていない状況の中でこれだけふやすというような計画というのは、ちょっと厳しい部分あるのか

なと思うのですが、そのあたりのご見解は。

○議長（塙野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） まず、高速道路につきましては、今4車線化はNEXCOが進めているということでございます。

あと、今常磐富岡インターと浪江インターの間に大熊インターと双葉インターという2つのインターができます。時期的なものは、大熊インターは平成30年度末ということで、2年後になります。双葉インターにつきましては、平成31年度末ということで3年後でございます。現在富岡のインターにおろさせていただいているのですけれども、大熊インター、双葉インターができた後は、そちらのインターがメインになるとは考えているところでございますが、この富岡、大熊、双葉、浪江と4つのインターの利用方法につきましては、富岡町であるとか大熊町とか双葉町とか浪江町と、この運用方法は細かく調整していきたいと思っているところでございます。

それと来年度から輸送量がふえるに当たっての混雑についてというご質問があったと思うのですけれども、現状国道6号であるとか、常磐道の混雑の時間というのを今NEXCOとか、国交省の東北地整からデータをいただきて我々も観測しているのですけれども、主に混雑の時間というのは例えば常磐道であれば朝の7時台というと、大体1時間当たり1,000台ぐらいの車両が走っています。次に、17時台、ここも1,000台ぐらいです。その間といいますと、600台から800台で推移しておりますので、我々の輸送車両というのは高速道路を通るのは主に8時からと考えておりますので、一番混んでいる時間というのは回避できているのかなと思っているところでございまして、混んでいる時間を可能な限り回避していくというのが今後の大きな対策と、あとやっぱりご指摘がありました交通量をしっかりと観測しながら、状態を見て輸送のコントロールをしていきたいなと思っているところでございます

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） まさに何をお願いしたかったかというと、交通量を見ながら250台程度というような予定をしていると思いますが、それが本当に可能なのかどうか、その渋滞の状況を見きわめながら、減らす方向というか、ふやさないように調整していただきたいなという思いです。再来年度以降についても、来年度の状況を見ながら、特に4車線化、NEXCOで進められているとおっしゃっていましたけれども、まだそれは広野までの区間の話であって、我々が今住んでいるのは富岡なので、まだまだ予定もない状況、また県道の拡幅なんか予定もない状況の中で計画だけどんどん広げていっていただくのは結構なのですが、実際と伴っていないなと受け取ってしまったので、来年度以降についてもこの250台、本当に可能かどうかちょっと見きわめながら、渋滞が余り起こるようであればちょっと減らしていただくようなことも考えていただけなければいけないと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（塙野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） ご指摘ありがとうございます。

ご指摘のとおりと認識しているところでございまして、いずれにしても交通量をしっかり観測しながら、道路の状況を見ながら輸送を行っていきたいと思っているところでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 小良ヶ浜深谷に仮置きしている残量、12月末でも1月でもいいですから、総個数、立米数でもいいです。教えてください。

それと、今後除染関係に伴って富岡町内が除染全般の完了までに、どのくらいのフレコンが発生する予定でいるのか。

それと、今回の3万立米、これは既に報告し終わって受注者決まっているのか、工期はいつからいつまでの予定でいるのか。

それと、深谷の国有林の仮置き場から出すというのは、それはそれでいいかもしれませんけれども、今富岡は4月1日解除に向いているわけですから、困難区域と居住制限区域の西東の帯状のライン、除染もなかなか思うように進んでいないみたいだし、そういう帶状の部分でなおかつ宅地関係、戻るであろうという人のところを先に出す考えは今まで持たなかつたのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 仮置き場に保管されているフレコンバッグの数なのですが、今ちょっと手元にあるものは12月31日時点のものでございますが、富岡町のものは全部合計しますと115万8,000袋ほどとなっております。その後、除染の面的除染は終わっておりますが、フォローアップ除染などで若干これに追加があるだろうと考えているところでございます。フレコンバッグの数は、そのような状況です。

○議長（塚野芳美君） 坂路さん。

○環境省福島環境再生事務所輸送課長（坂路 誠君） この間見てまいりましたが、まだ深谷の国有林、今搬入中ということで今8,000程度入っていると、また今後深谷の国有林の搬入をしていくと聞いております。

○議長（塚野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） 先ほどご指摘があった3万立米をどこのJVで運ぶのかという問い合わせに対してご回答いたします。

こちらのJVについては、今我々が抱えているJVのどこかでやるということだけ決まっておりまして、まだどこのJVに充てるかというのは、まだ内部で調整中というところでございます。

○12番（高橋 実君） 答弁漏れ2カ所。

○議長（塚野芳美君） もう一度言ってください。

○12番（高橋 実君） 工期、いつ着手して、いつ終わる予定なのかと、深谷の国有林云々ではなく、居住制限と困難区域の西東の帯状のラインのところにあるものを先に出すような考え方持てなかつたの

かと聞いているのです。

○議長（塙野芳美君） 石川さん。

○環境省中間貯蔵施設チーム参事官補佐（石川洋一君） 深谷国有林仮置き場の搬出につきましては、環境省で3万立米という量を設定しまして、町当局さんと調整して決定したところでございます。その決定の背景としましては、場所が今回避難指示を解除されるというところで、そこから優先して出すべきだということで決めたところでございます。ただ、今高橋議員からの指摘もございましたけれども、ちょっとこちらについては状況をもうちょっと確認していきたいなと思っております。

それと工期につきましては富岡町からの搬出は今年度3万立米を考えておりまして、予定としましては4月から1年間かけて運びたいなと思っているところでございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） もう一回事業をどうやってもいいですけれども、富岡町にかかるものは、パイロット輸送であろうが、除染であろうが、4月1日というのは決まったというよりも内諾したのだから、了解したのだから、国もそれなりの宿題を抱えているものであればしっかりとやってもらわないと困るのだ。パイロット輸送だから、除染だから、解体だからと言っていないで、帶状だってやると言っていたってまだ全然着手していないし、そこに戻る人だって1軒、2軒、3軒というわけだし、何ぼでも困難区域にあるフレコン、なるべく遠ざかるようにそこから出すとか、深谷だって同じ、戻る、戻らない、戻ったとしてもあそこは隣接しているところは1軒だけだから、そこらも全部熟知して作業計画、手順書つくってやっているのでしょうか、国は。何か説明聞いていると全然行き当たりばったり発注しているだけで、なおかつこれ120万立米からあるもの、困難区域外したって120万はいつてしまうのだよ、これ。まだ小浜にだって残あるのだから、全部出していないのだから。それで今度困難区域もやるようになつたら、こんな年間3万袋、3万立米、5万、10万出したって何十年かかるの、これ、富岡からフレコンバッグなくすのに。もう少し実益が町民にあるような計画立ててもらえないかな。言ったことは守ってもらいたい。了解させておいてから、ああでもない、こうでもない、だからできません、着手できません、ないと、いま少し信念持ってやってもらいたいのだ。そのあたりは、環境省の中でもさっき言ったように除染、解体、パイロット輸送とか、そういうところは横断的に細かく、打ち合わせ、コミュニケーションを図つてやっているのか。教えてください。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） まず最初に、除染に関して帰還困難区域との境界の部分のご指摘だったと思いますが、その除染に関しましては今鋭意進めしております。そして、そのことに関しましては確かにご指摘のように、フレコンバッグについてもなるべく早くそこの場から仮置き場に搬出するということで、そこは注意をしてまいりたいと考えております。

また、除染と廃棄物の処理と、それから中間貯蔵施設と、さまざまな事業をやっておりますけれども、その横の連携、情報共有も大変大事でございますので、福島環境再生事務所において、そこは十

分に注意をしながらやっているわけでございますけれども、さらにご指摘を踏まえましてより円滑に進めてまいりたいと思います。特に車両については、それぞれ除染と廃棄物の処理と、それから中間貯蔵、それぞれの車が走るということにもなりますから、余り1力所に集中しないようにとか、そういったところも十分調整をしながら進めてまいりたいと考えております。ご指摘ありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 大体は今までシーベルト、空間線量で普通に応答しているけれども、ベクレルという大問題も残っているわけだから、水面下でおさまっているけれども、厚労省の分なのだろうけれども、そんなこと言っていたらば、本当に解除なんか無理な状態でないのか。車だってこれだけ走れば、ほこりも立つし、もう少し富岡町が解除する上で何がネックになって、今まで何を論議してきたのか、空間線量ばかりでなく、ベクレルという問題も残っているのだから、もう少し親身になって残っている問題を解決するように努力できないのか。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 4月1日の解除に向けてのさまざまな議会でのご意見いただきました。それに対しまして、私どもの環境省としてもどのように取り組むのかご説明させていただきましたので、それはしっかりと守って対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、中間貯蔵施設への輸送の状況と平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針についてを終わります。

ここで環境省及び福島県の職員の皆様にはご退席をいただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 1時57分)

---

再 開 (午後 1時59分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部からその他ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 議員からはその他ござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉 会 (午後 2時00分)